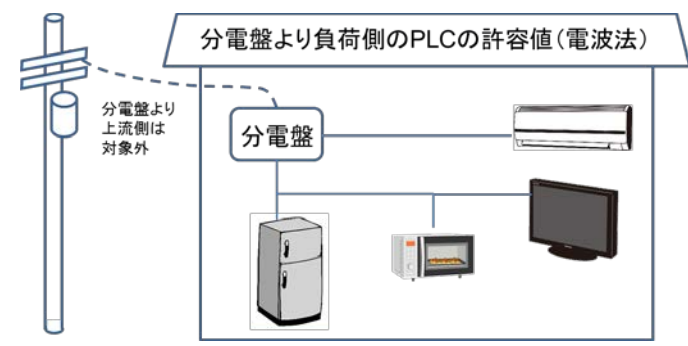


# 電気用品安全法の技術基準解釈通達（別表第十）の一部改正（PLCを内蔵した電気用品）

- PLC（Power Line Communication）を内蔵した家電製品について、電安法上の扱いを明確とするため、その雑音の強さに関する基準値を技術基準解釈通達に追加する。
- 具体的には、電波法上において、既にPLCモデムについて型式指定に係る試験方法や許容値が定められているため、当該基準を電安法の雑音の強さに関する基準値とする改正を行う。

- ### 1. 背景
- ① PLCとは、電力線を通信回線として利用する技術で、既設の電力線を利用できることから通信線新設を要しないことが特長。  
しかし電力線が逆にアンテナとなり、電波が漏れやすくなるため各種無線通信などに影響を与える可能性が懸念される。
  - ② このため、電波法では、高周波(2~30MHz)帯のPLCについて、電波が漏洩しても、他の通信に影響を与えない許容値を設定している。
  - ③ 電安法においては、家電製品にPLCモデムを内蔵した場合、主たる用途は家電製品であるため、外形的には電安法技術基準解釈通達における家電製品の雑音の強さの基準値に適合する必要がある。
  - ④ 一方で、電安法技術基準は性能規定化されており、「通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがない」ことを証明できるものであれば良いとされている。
  - ⑤ 上記を踏まえ、「繋がる家電」の選択肢のひとつとして、PLC内蔵家電の普及促進の観点から、PLCを内蔵した電気用品の扱いについて、技術基準省令解釈通達の別表第10（雑音の強さ）に追記し、原則、電波法PLC基準に適合するものは電安法の雑音の強さに適合したものとする旨の改正を行う。

- ### 2. 改正の概要
- 技術基準解釈通達の別表第十の第1章1.2の構造の項に次の要求事項を追加する。
- 広帯域電力線搬送通信（高速PLC）機能を有する電気用品の場合は、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第46条の2第1項第四号に適合すること。
- ### 3. 改正の時期
- 改正・施行：令和元年12月25日



※平成31年3月4日 産業構造審議会保安・消費生活用安全分科会第7回製品安全小委員会において改正の方向性を審議済み。